

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年7月9日（金）

10：01～10：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

欠席者：麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○政令 2件

○人事 3件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。「公共サービス改革基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、公共サービス改革法に基づき、競争性等の改善が見込まれる8事業について、新たに民間競争入札の対象として追加等するものであります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。「特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年7月15日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、国土交通大臣が災害で堆積した土石や流木等の排除を都道府県知事等に代わって行う場合の手続きを定める等関係政令の規定を整備するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、法務省人事といたしまして、民事局長小出邦夫が裁判所へ転出し、その後任に、大臣官房司法法制部長金子修を充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、米田政明外155名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「内閣府年央試算」があります。本件につきましては、後程、西村大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「ワクチンの贈与に関する書簡」をベトナムとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、保健医療分野の能力向上等のため、厚生労働省が保有するワクチンを追加的に贈与することについて、取り極めるものであります。なお、12日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：「内閣府年央試算」について報告します。お手元に資料を配布しております。我が国経済は、感染拡大防止のために経済活動を抑制してきたこともあり、今年度前半は緩やかな回復となるものの、輸出や設備投資が着実に増加する中、ワクチン接種の促進等もあって、今年度後半からは回復ペースが速まり、実質成長率は今年度3.7パーセント程度、来年度2.2パーセント程度と見込まれます。これにより、GDPは今年中にコロナ前の水準を回復し、来年度には過去最高になることが見込まれます。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行います。その上で、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育ての4つの重点分野で、政府が呼び水となるような支出や規制改革を行い、民間の投資や創意工夫を引き出し、中長期的に民需主導で質・量ともに高い成長を実現してまいります。こうした成長の果実を雇用拡大や賃上げに活かしていく「成長と分配の好循環」を実現することで、デフレ脱却を確実なも

のとしてまいります。

○加藤国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、西村大臣。

○西村国務大臣：緊急事態措置について、7月12日以降、東京都を追加し、沖縄県と併せ、期間を8月22日まで延長するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を8月22日まで延長することとしました。首都圏など大都市部で新規陽性者数の増加が顕著になっている中で、夏の時期に人々の移動・活動が活発になることを念頭に置きつつ、緊急事態措置の対象である東京都と沖縄県については、飲食店等における酒類提供の停止などの取組を徹底することとなります。その際、都道府県と緊密に連携し、協力金の先渡しなどの支給の迅速化に必要な取組を推進します。また、酒類提供の停止を徹底するため、休業要請等に応じない飲食店に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令・罰則を厳格に適用するとともに、酒類販売事業者に対し、休業要請等に応じない飲食店との酒類取引を行わないよう要請するなど、取組の更なる強化を図ります。また、遠隔地への移動における検査の勧奨・支援として、航空会社・旅行会社に対し、国内線利用に際して事前にPCR等検査の勧奨を周知するよう協力を依頼するとともに、羽田空港・伊丹空港等から北海道や沖縄へ向かう利用者に対する無料のPCR等検査、那覇空港での抗原簡易キットを活用した検査の拡充を行います。各府省におかれては、対策に御理解いただき、関係団体への要請等、取組が徹底されるよう対応をお願いします。

○加藤国務大臣：次に、坂本大臣。

○坂本国務大臣：交通安全対策に関する関係閣僚会議の総理指示を受けた今後の対策について、「通学路等における交通安全の確保」「飲酒運転の根絶」を柱とし、各省庁と連携しつつ、検討を進めており、スピード感をもって対策を取りまとめたいと考えています。関係閣僚の皆様におかれましては、それぞれ所管の立場から効果的な施策の検討につき、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。なお、本日、交通安全対策を担当する大臣として、千葉県八街市の事故現場を視察する予定としております。

○加藤国務大臣：次に、国土交通大臣。

○赤羽国務大臣：公益社団法人日本水難救済会は、海で遭難された人々の救助を行う全国約5万1000人の海の救難ボランティアの崇高な活動を支援するため、昭和25年から、「青い羽根募金」運動を開始しました。特に、海難が多発する毎年7月1日から8月31日までの2ヶ月間は、国民の皆様にも本運動への御理解を深めていただくため、「青い羽根募金強調運動期間」と定めております。例年各大臣には、本運動の趣旨を御理解のうえ、7月中の1週間程度、青い羽根を御着用いただいております。本年は、本日から7月15日までの間、御着用いただき、本運動の推進に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

件名外案件

〔令和3年〕
〔7月9日〕 (金)

◎一般案件

資料なし ○ワクチンの贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換について
(決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕